

裁 決 書

審査請求人

(代理人)

処 分 庁

平成18年2月13日付け（同年3月13日受理）で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求について次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し、平成18年1月19日に決定した生活保護の変更決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第25条第2項に基づき、平成18年1月19日付けで（以下「請求人」という。）に対し、生活保護の変更決定処分を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成18年3月13日付けで沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

2 本件請求の趣旨及び理由

請求人は、

平成18年1月分の保護費について、医療費に自己負担が生じたことに対し、法第56条（不利益変更の禁止）違反を理由に不服を申し立てている。

処分庁による本件変更決定処分は、保護決定調書によると、居宅から入院したことに伴う最低生活費の基準変更によるものとなっているが、請求人はこれに対し、変更決定通知もなく医療費に自己負担が生じたことに対し不満を訴えている。

今回の審査請求については、既に決定された生活保護費が減額となったことは、不当な処分であり、処分庁の今回の決定には納得できないと、処分の撤回を求めるものと解する。

第2 当庁の認定した事実及び判断

1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

(1)

(2)

(3) 請求人世帯に係る保護費は、平成17年12月分についてみると、年齢別の食費・被服費等の個人単位の経費である第1類費と、世帯人員別の光熱水費・家具什器等の世帯単位である第2類費の他に、

(4) [REDACTED]

(5) 処分庁は、平成18年1月分を既に支給済だったが、入院期間が一月を超えたため、入院月の翌月である平成18年1月1日付けで居宅基準から入院基準に変更している。

[REDACTED]

(6) [REDACTED]

(7) 同年3月13日 当庁で代理人の不服審査請求書を受理。

(8) 同年3月15日 当庁から処分庁へ弁明書及び関連書類の提出を求める。

(9) 同年3月23日 処分庁からの弁明書及び関連資料を受理。

[REDACTED]

また、過払いとなった額を医療費自己負担額とする取扱をした理由は、翌月以降に収入充当できるほどの扶助費が無いこと、現金返納のために福祉事務所へ足を運ぶ手間に配慮したこととしている。

(10) 同年3月28日 弁明書の副本を請求（代理）人へ送付。

(11) 同年4月3日、4月4日 代理人から追加分も含めた2通の反論書が届く。内容は、審査請求の趣旨に加え、病院からの請求に対する支払の拒否理由を示している。

2 判断

(1) 法令等の解釈

- ① 法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、第2項では、「保護の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と、基準及び程度の原則を定めている。
- ② 法第9条では、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と、必要即応の原則を定めている。
- ③ 「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付厚生省社会局長通知）」の第6-2-(3)-エでは、「保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合、入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更は要しない」と入院患者の基準生活費の算定について定めている。
- ④ 法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときには、すみやかに、職権を持ってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」と規定しており、「生活保護法の解釈と運用（厚生省社会局保護課長著、以下「解釈と運用」という。）」では、同項でいう「通知」について、「被保護者が現に受けている保護が、申請に基づかないで一方的に変更されるのであるから、その内容及び理由を被保護者に通知すべきものである」と解釈されている。
- ⑤ 法第56条では、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と規定しており、「解釈と運用」では、同条でいう「不利益」について、「本法の保護は、法第8条

の基準及び程度の原則並びに法第9条の必要即応の原則に明らかなように全ての客観的な基準によって定められるものであるからその内容もまた客観的に定められるべきものである」と解釈されている。

⑥ 民法第703条では、「法律上の原因なくして他人の財産又は労務により利益を受け、之が為に他人に損失を及ぼしたる者は、その利益の存する限度において之を返還する義務を負う」と規定している。

(2) 本件処分について

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準によって最低生活費を計算し、これとその者の収入とを比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その不足分についてはじめて行われることになっている。

保護の具体的実施に当たって、どのような対象者にどの程度の保護が必要であるかが決められていなければ、保護は各実施機関の見方によってまちまちになり、国民に対し最低生活を無差別平等に保障することができない。

そこで、法第8条は、保護の実施は、①厚生労働大臣の定める基準により測定した、②要保護者の需要を基とし、そのうち③その者の金銭又は物品で満たすことのできない、④不足分を補う程度において行うものと規定している。

保護基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別などに分けて厚生労働大臣が定めることになっている。したがって、保護基準は、まず所在地域別に定められているのが原則である。具体的には、全国の市町村を6区分の級地に分類し基準額を規定している。

個々の市町村がどの級地となるかは、各地域の生活実態などに応じて厚生労働大臣により決められており、請求人の居住地である[REDACTED]
[REDACTED]している。

また、保護基準額は定額で定められているのが原則であるが、一部については、各級地の支給限度額を設定し、その範囲内の実費とされている。

生活保護基準は、衣食などのいわゆる日常生活に必要な基本的、経常的経費についての最低生活費を表示したものである。大きくは、第1類費と第2類費に分けられ、特別の需要のある者にはさらに各種加算が合算されるとい

う構成になっている。

ア 第1類費（個人的経費）

第1類費というのは、飲食物費や被服費など個人的に消費する生活費について定められた基準で、年齢別に表示されている。

イ 第2類費（世帯共通的経費）

第2類費は、第1類費と違って世帯全体としてまとめて支出される経費で、例えば、電気代、ガス代、水道代などの光熱水費や家具什器などで、世帯人員別に表示されている。

なお、冬季（11月から3月）においては、寒冷の度合などによって、暖房費などの必要額が異なってくるため、こうした事情を考慮し、都道府県を単位として地域別（6地区）に冬季加算が表示されている。

ウ 加算（特別の需要のある者だけが必要とする生活費）

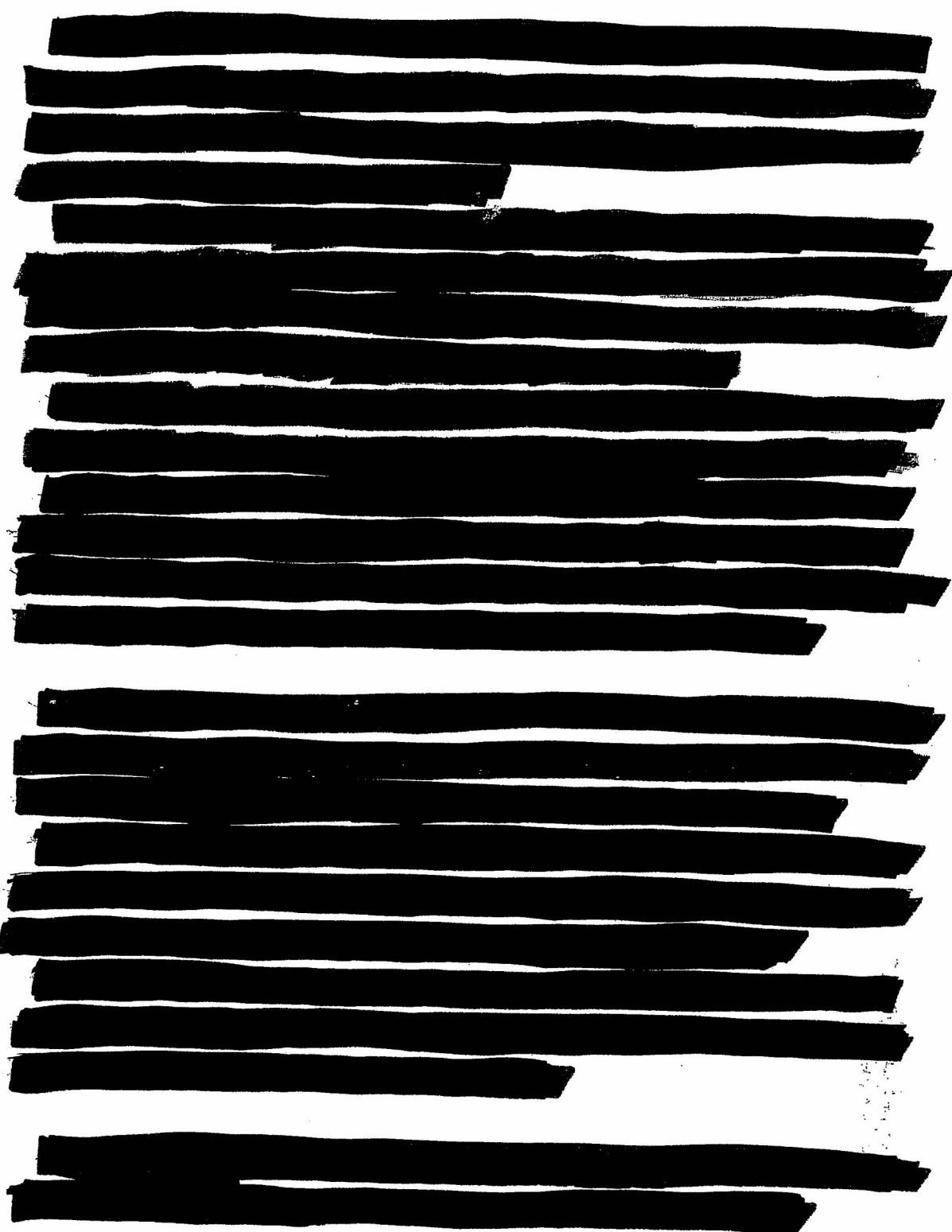
上記の第1類費、第2類費は、だれでもが日常生活を営む上で必要とする最低生活費であるのに対して、障害者や老人、母子、妊産婦等のように特定の状態にある人には特別の経費を必要とするため、特定の者だけに限って第1類費、第2類費のほかに、さらに一定額が上積みされることになっている。このような特別の需要のある者だけに上積みすることが認められている特別経費分の基準を加算と呼んでいる。

障害者加算は、身体障害者手帳1級、2級及び3級の身体障害者もしくは国民年金法施行令別表1級及び2級の障害者に当たる者に認められている。

以上が保護の要否判定に使われる主な生活扶助基準の構成とその内容であり、この中には少なくとも最低生活費として必要なものは、すべて含まれているが、このほかに被保護者に対して支給できるものとして、一時的に一定のものの支給を認めており、被服費、入学準備金、家具什器費等を含め一時扶助費と呼んでいる。

現在の生活保護基準は、水準均衡方式と呼ばれる方式で定められており、当該年度に想定される一般国民の消費水準との調整を図ることにより一般国民の消費水準の向上に即して基準が改定されている。

具体的には、政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い改定率を決定する方法である。生活保護において保障すべき最低生活の水準は、一般国民の生活水準との関連においてとらえるべき相対的なものである。



[Redacted text block]

	H18. 1. 1(正規)	H18. 1. 1(支給済)	差 額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
小 計	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
小 計	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
最低生活費合計(A)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
収入認定額合計(B)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
扶助額(A-B)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted text block]

[REDACTED]

法第56条では、「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と規定しており、同条でいう

「不利益」について、「解釈と運用」では、「被保護者の主観的判断が『不利益』の内容の基準となるようにみえるが、本法の保護は、法第8条の基準及び程度の原則並びに法第9条の必要即応の原則に明らかなように全ての客観的な基準によって定められるものであるからその内容もまた客観的に定められるべきものである」と解釈されている。

既に述べたとおり、保護費の算定は客観的な基準に基づき、適正に行われているため、同条でいう不利益には当たらない。

また、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、前記2(1)法令等の解釈⑥で述べた民法第703条により生ずるものであるため、返還の義務は免れない。

変更決定の通知について、代理人は、「決定通知書はもらっておらず、電話連絡で知った」としており、処分庁も弁明書で「世帯員全員が入院・入所していることもあり、決定通知書は出していないが、代理人及び病院側担当ケースワーカーに電話連絡を入れた」ということで、「決定通知がない」点で両者の主張は一致している。

法第8条では、基準及び程度の原則が定められており、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもってその決定を行い、書面をもってこれを要保護者に通知しなければならない。」と規定している。同項でいう「通知」について、「解釈と運用」では、「被保護者が現に受けている保護が、申請に基づかないで一方的に変更されるのであるから、その内容及び理由を被保護者に通知すべきものである」と解釈されており、本件においては書面による通知がなされていないため、その処分は適切ではなかったと認められる。

処分庁における今回の保護変更決定処分については、上記の解釈により法第75条でいう「不利益」には当たらず、法及び保護の基準に基づき適正に算定されているものの、口頭で代理人に承諾を得たということでは客観性に乏しく、その通知方法については適切ではないと認められる。

請求（代理）人は、保護費が減額されたことに対して不服を唱え、変更決定処分の撤回を訴えているが、処分庁の保護費の算定については何ら問題はない。ただし、その処分通知方法については、処分庁に瑕疵がある。

以上のことから、処分庁が請求人に対して行った本件処分は、算定方法において、問題はないものの、その通知方法には瑕疵があるため、本件請求には理由があると判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成18年 5月19日

沖縄県知事

稲嶺 恵一

この写しは原本と相違ありません

平成 年 月 日

沖縄県知事

